

ご加入手続きについて

ご加入手続きはお早めをお願いします。

- 010入会申込書
 - 090第二退職給付金申込書
- 入会年月日、第二退職給付金申込日の遡及受付は
書類が当会へ到着する月の3か月前までです

例えば…

2月25日(2月中)に入会日 11月1日(11月中)の入会申込書を提出した …… 受付できます。
2月10日(2月中)に入会日 10月15日(10月以前)の入会申込書を提出した…受付できません。

「010入会申込書」の入会年月日と「090第二退職給付金申込書」の申込日は、書類が当会へ到着する月の3か月前まで遡ってご提出されても受付いたしますが、共済契約規程第19条のとおり、事由が生じましたら速やかにご提出ください。

【理由】

共済会の退職金制度は、退職金原資(掛金)を運用し、会員様の在会期間に応じた運用益を反映させた退職給付率で、退職給付金をお支払いしております。

従いまして、書類提出日において、3か月以上遡った申込日は、運用期間が在会期間より短くなり、運用益を反映した退職金制度が成り立ちませんので、受理することができません。

年度末が近づいていますので、直近の掛金請求書で加入内容をご確認の上、必要な届出がされていない場合には、お早めに手続きをお願いします。
届出用紙は、共済会ホームページでダウンロードしてください。

020 脱退届兼給付請求書について

振込先金融機関欄の「銀行番号」・「支店番号」及び「口座番号」は、ご記入が必要ですのでご注意ください。(図の黄色い部分のご記入が必要です)

退職日以降にご提出ください。
退職日より前に送付されますと、ご返却いたします。

不要になりました。

従前どおり必要です。

一般給付金等請求期限について

一般給付金(結婚祝金・出産祝金・入学祝金・傷病見舞金・災害見舞金・死亡弔慰金)および人間ドック等助成金の請求権は事由が生じた日から1年間です。ただし、傷病見舞金については復職(または退職)の日から1年間です。1年を過ぎると無効となりますのでお気をつけください。

ついては、今年度(令和6年4月)入学された方の入学祝金請求期限は**令和7年3月31日(受理)まで**ですので、請求もれがないかご確認の上、請求されていない場合は早急にご請求くださるようお願いいたします。

また、来年度(令和7年度)入学される予定の方の入学祝金は、4月以降にご請求ください。早くにご請求されても給付が早くなることはありません。

請求用紙の在庫が無いようでしたら、ホームページからダウンロードしてください。

※なお、一般給付金の添付書類はすべて、写し(コピー)で結構です。